

話の聴き方講座

とき 11月8日(日)

午後1時30分～4時

ところ 南丹市国際交流会館

内容 「話の聴き方講座」

悩みを抱える家族や仲間に気づき、声をかける方法を学びます。いつもと少し違う話の聴き方のコツ、一緒に学びませんか。

定員 50人程度

受講料 無料

申し込み **問** NPO法人ゲートキーパー支援センターのホームページの申し込みフォームまたは氏名、住所、電話番号、開催日を記入の上、FAXで申し込んでください。

TEL075-414-4628

FAX075-702-6285

ホームページ

http://monban.net/

(地域福祉課)

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」と定められており、児童虐待問題に対する社会的関心を高めるために、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

＜児童虐待とは＞

児童虐待は次の4種類に分類されます。

- 身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

＜児童虐待の早期発見のポイント＞

児童虐待を受けている子どもや家庭・親には、次のような特徴が見られます。

- 子どもの様子 不自然な傷やあざ、やけどのあとがある、表情が乏しく笑顔が少ない、衣服や身体がいつも汚れている、食べ物への執着が強い、家に帰りがたがらないなど
- 家庭・親の様子 子どもの泣き声が頻繁に聞こえる、地域との交流がなく孤立している、子どもの扱いが乱暴・冷淡、子どもに食事を与えない、子どもを置いて頻繁に外出するなど

虐待かもと思ったらすぐにお電話をください

(連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます)

問 児童相談所全国共通3桁ダイヤル **TEL189**

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

※通話料がかかります。

(子育て支援課)

亀岡市創業支援助成金制度について(お知らせ)

亀岡市民の創業支援施策として、創業によって雇用の創出および地域経済活力の向上を図ることを目的に、亀岡市内で新たに創業した人に対し、亀岡市創業支援助成金を交付します。

○**創業とは** 次の(1)～(2)のいずれかに該当することをいいます。

- (1)事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること
- (2)事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること

○**助成金交付対象者** 亀岡市創業支援助成金(以下、「助成金」)は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者が対象となります。

- (1)亀岡市内に住所を有する人で、市内において平成27年4月1日以後に創業し、かつ、当該創業に係る事業が継続されていること
- (2)京都府中小企業融資制度または日本政策金融公庫が取り扱う創業支援融資制度(以下、「融資制度」)を利用された人
- (3)過去に助成金の交付を受けていない人
- (4)現に市税を滞納していない人

○**助成額** 助成金は、次に掲げる額を合算した額を助成します。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を交付いたします。

- (1)融資制度の利用に係る融資額に100分の3を乗じた額(限度額30万円)
- (2)創業時における広告宣伝などに要した経費に2分の1を乗じた額 ※(限度額20万円)

※不特定多数の人に対する宣伝的効果を意図した費用で、テレビ・新聞などの広告費用、チラシ・ポスター・看板などの作成費用のことをいいます。

○**申請期日** 創業した日から起算して3カ月を経過した日から6カ月以内に申請してください。

○**申請に必要な書類** 所定の申請書、融資制度利用を証明できる書類、税務署受付印のある個人事業の開業届出書控えまたは法人設立届出書控の写し、官公署発行の許可証・認可証・登録証等の写し、住民票、市税完納証明書、創業時における広告宣伝などに要した経費が証明できる書類など

○**申請先** **問** 市役所3階ものづくり産業課(6番窓口)TEL25-5033

(ものづくり産業課)

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です